

東京 23 区内の大学定員抑制等について

地方における多くの若者が大学への進学時等に東京圏へ流出し、地域の活力の低下や東京一極集中の一因になっていることを踏まえ、平成 30 年に「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」が制定され、令和 9 年度末までの 10 年間、東京 23 区内の大学等の学部等の学生の収容定員の抑制を図ることとされている。

今般、国においては、有識者会議を開催し、同法の施行状況等の検討が進められているが、現状において、同学生数は、平成 30 年以降も未だ年々増加している状況にある。

このため、人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中の是正を図るといふ地方創生の目的が没却されることのないよう、東京 23 区内の大学定員抑制策の早期撤廃はもとより、緩和につながるような見直しについては断固反対するものである。

また、新型コロナウイルス感染症による人々の意識や行動の変容、デジタル・トランスフォーメーションの進展やテレワーク・兼業といった新たな働き方の普及など、社会・経済の構造的な変化を契機として地方への人の流れに変化が生じており、この時機を捉え、今こそ、東京一極集中の是正に向けて、地方創生の取組を一層強力に推進していくことが肝要である。

同有識者会議においても、こうした地方創生の理念に資する方向での議論が進むことを期待する。

令和 4 年 10 月 13 日

全 国 市 長 会
全 国 町 村 会